

医心 伝心

消費税増税と診療報酬改定を顧みて 県医師会のあるべき姿を模索する

県医常任理事 南里 泰弘

本年4月より消費税8%の値上がりが決まっている。元来医療費は非課税扱いとなっているが、病・医院は薬剤の仕入れ、医療機械、設備の購入に対しては消費税（控除対象外消費税）を払っている。現行の消費税5%においては診療費を上げることにより仕入れにかかる消費税分を平成元年に0.76%、平成9年に0.77%を、合わせて1.53%を診療報酬改定にて補填していたが、平成19年の日医の社会保険診療等収益に占める負担割合では0.67%の医療機関負担分があった。平成19年には控除対象外消費税は平均2.2%にも上り、病床規模が大きい病院ほど負担割合は高くなっている。日医はこの不合理を解消すべく医療費のゼロ税率・軽減税率を政府に要望していたが、今回8%の消費税増税に対しては、初診料12点、再診料3点、入院料2%程度の引き上げ、薬価の引き下げにて終結した。他に外来診療料が3点引き上げ、外来リハビリ・在宅患者訪問診療料・外来放射線照射診療料などが上乘せされる。地域医療を支える診療所の医師や、救急医療・高度医療を担う病院勤務医の疲弊を考えるとまだまだ不十分な対応と考えるが、医療費削減を唱える財務省に対して医療費の増額を得たことについては評価すべき結果であろう。

医療費は非課税としながら、患者・国民・保険者に一定の消費税が目に見えない形で生じていることや、消費税補填分を保険料で補うこと自体不

合理であり、消費税10%引き上げ時においてはゼロ税率・軽減税率を必ず導入することを切に願うものである。ゼロ税率は患者負担・国民負担・保険者負担を増やさないためにも重要なことであり、国民の医療・健康を守る医師会としてはぜひとも実現しなければならない議案である。しかしながらこのような国家議案は個々の医師が叫んでもどうにもならないことである。国家の医療政策を考え、国に対して提言・実行するためには医師個々が団結・集結することが第一である。医師全員が医師会に加入し、現場の意見を持ち寄り行政に提言することこそ医師会の務めの一つと考える。現在富山県医師会員は勤務医が半数近くを占めているにもかかわらず、勤務医の医師会に対する反応は低く、医師会は開業医の集まり・団体であるという誤った考えの勤務医もいる。このことは医師会の役割、活動を広く勤務医や研修医に知らしめていなかった医師会にも問題があった。このような点を解決すべき一歩として、勤務医部会は率先して医師会に参加できるよう、病診連携の場を提供したり、富山県医学会においては若手の先生方の発表の場にすることを計画している。

開業医とともに勤務医も一緒に医療を考えられる場にして、診療のみでなく国の医療政策に少しでも現場の意見を発言できるよう、多くの勤務医の医師会への参画を呼びかけていきます。医師会への先生方の支援をよろしくお願いいたします。